

令和2年7月豪雨による災害により被害を受けた皆様に 心よりお見舞いを申し上げます。

被災小規模企業共済契約者さまに対しまして、原則として即日かつ低利でお借入れ可能な災害時貸付けを適用させていただきます。

詳しくは、当機構ホームページをご覧ください。

中小機構 共済制度

検索

共済事業担当役員に就任した 吉野潤理事に聞く

中小企業庁の経営支援部技術・経営革新課長として中小企業の設備投資促進やIT（情報技術）活用といった課題解決などに取り組んできた吉野潤氏が、7月1日付で中小企業基盤整備機構（中小機構）の共済事業担当役員（理事）に就任しました。折しもコロナ禍や自然災害の大規模化などもあり、先行きの不透明感は強く、共済への期待は高まる機運にあります。こうした中で担当に就任した吉野理事に共済事業にかける思いや抱負を聞きました。



吉野潤理事

——小規模企業共済の現状をどうみえますか。

「やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ています。今年度の新規加入者数でみると、前年同期比1割減といった推移になっています。ただ、心配してた解約などはそれほど増えてはいません。行政を中心にコロナ対策の給付金や無利子融資などが用意されたこともあり、即座に共済を取り崩して対応するといった加入者は今のところそれほど出ていないようです。これは、多くの加入者が足元の資金の確保と将来のための共済をきっちり分けている、厳しい中で奮闘されている、ということだと思います」

——そうした中で、今年度の目標や抱負についてはどう考えますか。

「中小機構では、小規模企業共済制度の在籍率を毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指しています。在籍率の向上は、加入者を増やす一方で脱退者を抑えなければなりません。この結果として令和2年度については10万件の新規加入を目標にしています。近年はこの新規加入が年間10万件という水準で推移していますが、将来的にはさらなる加入者の増大を促していきたいとも考えています。というのも、中小企業にとって共済は“将来の安心”という面で有効だからです。引退後の生活を支えるものとしては年金がありますが、小規模事業者の場合これだけでは手薄ではないかとも思います。共済に加入することは、より大きな安心材料になることでしょう。小規模企業共済の対象となる事業者は300万程度いるとみられ、現在はこのうちの150万程度が在籍しています。そういう意味では5割程度の小規模事業者がすでに加入しているわけですが、将来的には6割、7割の在籍を目指したいところです」

——そのためにはどういった施策、取り組みが必要となりますか。

「中小企業の経営を日ごろからいろいろな形で支援している機関との連携をより強めていきたいと考えています。中でも信用金庫や信用組合などの金融機関や商工会などの経済団体、税理士の方々とはより強固に連携し、共済の認知度向上とともに活用、加入促進を促していきたいと思います。と同時に、効果的な説明ができるような方策も考えていきます。折しもコロナ禍でフェース・トゥー・フェースでの説明が難しいといったケースもあります。このため、今後はこれまでのようなパンフレット、チラシ等の紙媒体に限らず、インターネット等非接触・リモートのツールも活用し、現在加入していない企業に共済のメリットを伝えたいと考えています」

——中小企業をめぐるのは、経営者の高齢化に伴う廃業の増加が危惧されています。

「その対応としての事業承継は大きな問題です。経営統合などもありますので、企業数は減少する傾向にあります。ただ、事業承継や起業もあることから、共済も現在は30～40代の新規加入者が5割を占めています。今後はこういった年代の方々にも加入を促し、将来の安心を確保した上で仕事に打ち込んでいただくよう提案していきます。小規模企業共済は税制上メリットも多くあります。そういった部分も含め、より一層その利点とともに利用を働き掛けていく考えです」

（略歴）吉野 潤（よしの・じゅん）

平成2年4月	通商産業省入省
平成29年7月	復興庁統括官付参事官
令和元年7月	中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課（イノベーション課）長
令和2年7月	独立行政法人中小企業基盤整備機構理事



「②現金なし」による11月～12月の加入・増額申込みは所得控除の対象になりません

例年11月～12月は、年末調整や確定申告を見据え、加入申込時に掛金前納や半年払い、年払いをご希望される方が多くなります。上記時期に、「①現金あり」にて加入申込みをされた場合、年内に現金（申込時前納・半年払い・年払いを含む）による支払いがありますので、当該支払額は原則として、全額所得控除の対象となります。しかしながら、上記期間に、「②現金なし」にて加入申込みをされた場合、初回のご請求（口座振替）が、翌年（申込月の翌々月（原則）：11月加入の場合は翌年1月、12月加入の場合は翌年2月）となり、年内に支払いがありませんので、**当年（令和元年）の所得控除の対象とはなりません**（翌年の控除対象となります。）。そのため、加入申込み時に、年内に掛金を支払い、**当年の所得控除をご希望される場合は、必ず「①現金あり」による加入申込みをご案内していただきますようお願いいたします。**

また、11月～12月については、掛金月額を増額申込みをされる方も多くなります。増額の場合も、加入申込み時と同様、「②現金なし」にて**増額申込みされた場合**、増額後の掛金月額でのご請求（口座振替）は、翌年1月以降となり、年内に増額後の掛金の支払いがありませんので、「**増額した掛金分**」は**当年の所得控除の対象にはなりません**（翌年の控除対象となります。）。そのため、増額申込み時に、年内に増額後の掛金（増額時前納を含む）を支払い、**当年の所得控除をご希望される場合は、必ず「①現金あり」による増額申込みをご案内していただきますようお願いいたします**（なお、「②現金なし」で増額申込みをする場合、掛金前納のお取扱いはできませんのでご注意ください。）。

※10月受付であっても、取次ぎの遅れ等により取扱期が11月以降になった場合、初回の口座振替は翌年1月以降となりますので、「報告遅れ」とならないよう十分ご注意ください。

例）「現金あり」・「現金なし」による加入申込み（12月申込み）の違いについて（月額7万円・年払いの場合）

年 月	「現金あり」による申込み	「現金なし」による申込み	
令和2年12月	加入申込時、84万円を現金にて支払い（令和2年12月～令和3年11月分）	加入申込時、「現金なし」を選択	
令和3年1月	—（加入審査中のため請求なし）	同左	
令和3年2月	前納期間中のため請求なし	初回請求（口座振替）：84万円（令和2年12月～令和3年11月分）	
令和3年3月	〃	請求中断（年払い請求の翌月のため請求なし）	
令和3年4月	〃	（2月に引き落としできた場合）	（2月に引き落としができなかった場合）
		前納期間中のため請求なし	当月分と12月・1月・2月分の計4か月分を請求
令和3年5月	〃	〃	当月分のみ請求
令和3年6月	〃	〃	当月分と3月分の計2か月分を請求
令和3年7月	〃	〃	当月分のみ請求



小規模企業共済

「掛金払込証明書」の発行について

「掛金払込証明書」は、毎年9月までに掛金の払込み（口座振替等）があった契約者を対象に、11月中旬～11月下旬に送付しています。

Q 掛金は税法上どのような取扱いになりますか？

A その年に納付した掛金（申込時に支払った現金を含む）は、税法上、「小規模企業共済等掛金控除」として、その年の課税対象となる所得金額から控除できます。また、その年に掛金を前納した場合、前納期間が1年以内であれば、その全額を所得金額から控除できます。なお、掛金は、契約者自身の所得からの納付となるため、必要経費や損金には算入できませんのでご注意ください。

→ 「小規模企業共済 Q & A」 31ページQ A94参照

Q 掛金払込証明書は、どのように発行されますか？

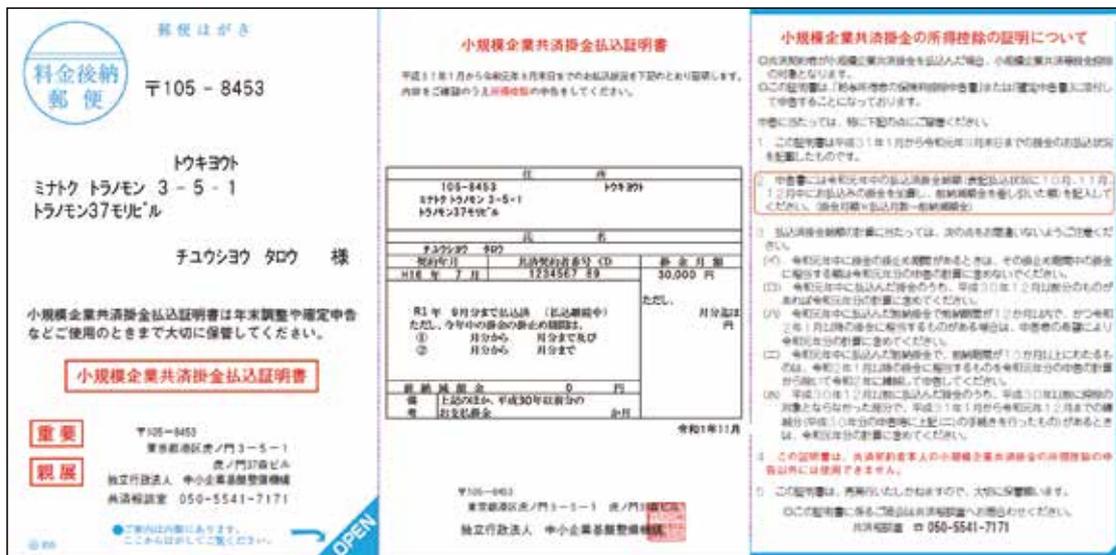
A 11月中旬以降、所得税の年末調整または確定申告の際に必要な掛金納付の証明書として、令和2年1月から令和2年9月までの掛金の納付状況を記載した「掛金払込証明書」を契約者にお送りしています。

年末調整または確定申告の際には、10月、11月、12月中に払込みの掛金額を加算し、前納減額金の受取り額を差し引いた額の申告をお願いします。

また、10月から12月までの間に、加入され、当年中に掛金の払込みがある方には、翌年の2月上旬～中旬に掛金払込証明書を発送する予定です。

なお、必要に応じて、口座振替をしている通帳の写し等の提出を求められる場合がありますのでご注意ください。

→ 「小規模企業共済 Q & A」 30ページQ A91参照



小規模企業共済への加入時期	「掛金払込証明書」の発送時期	届け先
～令和2年9月までに加入（※1）	令和2年11月中旬～下旬	登録住所（※2）
令和2年10月から12月に加入	令和3年2月上旬～中旬	登録住所（※3）

※1 令和2年1月から令和2年9月までの間に掛金の払込みがなく、かつ前納掛金で令和2年及び令和2年中に充当するものがない場合、（11月発送予定の）「掛金払込証明書」は発行されません。

※2 「届出事項変更申出書」（様式⑩107）による住所変更の申請を令和2年10月18日までに中小機構に届け出ている場合、変更後の住所に「掛金払込証明書」をお送りします。

※3 住所変更があった場合は、令和3年1月10日までに「届出事項変更申出書」に必要な事項を記載し、中小機構にお送りいただくようご案内をお願いします。2月上旬以降、変更後の住所に「掛金払込証明書」をお送りします。

小規模企業共済 年末調整・確定申告時の記入方法について

【令和2年9月までに小規模企業共済に加入された場合】

「掛金払込証明書」には、掛金の月額しか記載されていません。確定申告欄に年内に払い込んだ掛金合計額を記入し、10月～12月の払込み状況については、掛金を払い込んだことが記帳された通帳等の写しを添付して申請を行うよう、ご案内をお願いいたします。

【令和2年10月～12月に加入された場合】

令和3年2月にお送りする「掛金払込証明書」には、加入日（令和2年10月以降）から12月末日までに払い込んだ掛金合計額が記載されておりますので、記載された金額を確定申告書にご記入いただくよう、ご案内をお願いいたします。



小規模企業共済

「掛金払込証明書(控除証明書)」を紛失した場合(再発行)

例年、確定申告の時期を迎えますと、「掛金払込証明書」の紛失等による再発行の依頼が共済相談室（コールセンター：050-5541-7171 平日9時から18時まで（土日祝日を除く））に数多くのお問い合わせが寄せられるため、電話が大変かかりにくくなり、ご不便をおかけしております。

住所に変更のない契約者には、プッシュホン電話による「定型書類の自動発送サービス」と、インターネットによる中小機構ホームページ上での再発行申請が利用可能です。特にインターネットによる請求方法は、24時間対応しており（入力項目は共済契約者番号・契約者氏名・生年月日・連絡先のみ）大変便利です。まだご存知ない契約者へご案内を併せてよろしくをお願いいたします。

また、届出住所に変更がある場合は、共済相談室へお申し出いただくとともに、「届出事項変更申出書」のご提出をお願いします。

再発行手続き①

【電話】プッシュホン電話による定型書類の自動発送サービスを利用

再発行手続き②

【インターネット】中小機構ホームページ上で再発行の申請を利用
(11月末頃より利用開始予定、24時間利用可能)

<再発行画面の表示方法>

小規模共済

検索

小規模企業共済制度トップページ、画面右にある「ご契約者さま」をクリック

表示されたページ内の「ご契約者さま向けのメニュー」中の「手続き一覧」をクリック

「書類の再発行」中の「『掛金払込証明書』の再発行」をクリック

表示されたページ「STEP2」の「『掛金払込証明書』再発行専用フォーム」をクリック

表示されたページに〈共済契約者番号〉〈氏名〉〈生年月日〉〈電話番号〉〈メールアドレス〉をご入力いただき、**確認**をクリックしていただくと再発行の受付が完了いたします。

定型書類の自動発送サービス	
ご利用時間	朝6:00～夜12:00（土・日・祝日もご利用できます。）
ご利用方法（音声に従い操作を行ってください）	
① プッシュホン電話でおかけください。	☎ 042-567-3308
② 共済契約者番号（7桁）とCD（2桁）を押し、#を押し。	(例) 1234567 89#
③ 生年月日の月日を押し、#を押し。	(例) 4月1日 生まれの場合 0401 #
④ 共済契約者番号の確認	正⇒「0」、「#」を押し。 誤⇒「1」、「#」を押し。
⑤ 依頼書類番号を押し、#を押し。	355 # 掛金払込証明書 (控除証明書)
⑥ 連絡先の電話番号を押し、#を押し。	(例) 0334337171 #
⑦ 書類が届く	1週間程度で登録されている住所にお届けいたします。

小規模企業共済

経営セーフティ共済

12月は前納集中月です

預金口座振替が確実に行われるよう、契約者にご案内をお願いいたします。

12月は、小規模企業共済、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）ともに、多くの契約者が掛金を前納されます。

年末を控え、契約者にとっては慌しい時期を迎えることとなりますので、前納掛金等の預金口座振替が確実に行われるよう、対象となる契約者へのご案内をよろしくをお願いいたします。

小規模企業共済

掛金の預金口座振替日は**12月18日(金)**です。

小規模企業共済の掛金引き落とし方法は「毎月払い」・「半年払い」・「年払い」の3種類です。

12月は、掛金を年払い（12ヵ月分）で引き落としされる契約者が、多数いらっしゃいます。

特に、令和元年12月に加入された契約者につきましては、金融機関における口座設定の不備や、契約者の資金不足による振替不能等の理由により、令和2年12月の口座振替時に、契約者のご希望に沿った口座振替ができないことがありますので、ご注意いただくようご案内をお願いいたします。

Q 12月の口座振替日に、残高不足で年払い分（12ヵ月分）の引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A 今年（年内）は年払い分の再請求はせず、振替不能となります。

翌月（翌年1月）は請求が中断され、翌々月以降の請求は右記のとおりとなります。なお、翌年の12月（半年払いの場合は6月）には、再度12ヵ月分（半年払いの場合は6ヵ月分）の請求が行われます。

12月（年払い分）が未納となった場合の掛金請求

R3.1月請求…請求は行いません。
R3.2月請求…当月分とR2.12月分（計2ヵ月分）
R3.3月請求…当月分
R3.4月請求…当月分とR3.1月分（計2ヵ月分）
以降は、11月まで各月に当月分の請求となります。
〔年払い分の再請求は行いません。〕

経営セーフティ共済

掛金の預金口座振替日は**12月28日(月)**です。

既に契約者となっている方が前納する場合は、「掛金前納申出書」（様式㊦214）を12月7日（月）までに中小機構へご提出いただく必要があります。

提出期限をすぎた手続きや、振り込みによる前納はできませんのでご注意ください。

Q 残高不足で引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A 前納分の再請求はせず、今年（年内）は振替不能となります。翌月は請求が中断され、翌々月に3ヵ月分の請求を行い、その後は毎月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、あらためて「掛金前納申出書」を提出いただくよう、ご案内ください。

12月が未納になった場合の掛金請求

R3.1月請求……請求は行いません。
R3.2月請求……当月分とR2.12月分、
R3.1月分の3ヵ月分
以降は各月に当月分の請求となります。
〔前納申出額の再請求は行いません。〕



既に共済契約者となっている方の掛金の前納手続きについて

12月に前納を希望する場合、中小機構への手続書類提出期限は、小規模企業共済制度は11月20日(金)まで、経営セーフティ共済は12月7日(月)までです。

■掛金の前納手続きの要領 ～令和2年12月に掛金の前納を希望する場合～

	小規模企業共済制度	経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)
提出書類	「掛金一括納付申請書」(様式㊸205) 当機構HPからダウンロード可能	「掛金前納申出書」(様式㊸214) 当機構HPからダウンロード可能
注意事項	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。 ③この前納申出額により積立限度額の800万円を超えないかご確認ください。 ④12月に前納を希望する場合は「前納希望年月」欄は「令和2年12月」と記入してください。
中小機構への提出期限	令和2年11月20日(金)までに到着したもの	令和2年12月7日(月)までに到着したもの
掛金請求について	請求額 掛金一括納付申請書に記載の金額(掛金月額の数倍) ※前々月(10月)までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします	掛金前納申出書に記載の金額(掛金月額の数倍。ただし、積立限度額に達する場合等は端数あり) ※前々月(10月)までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします
	請求中断 掛金の前納金残高がある間は、掛金請求は行いません。	同左
	12月に払込みがなかった場合の掛金請求 R3.1月請求・・・請求は行いません。 R3.2月請求・・・当月分とR2.12月分 R3.3月請求・・・当月分 R3.4月請求・・・当月分とR3.1月分 以降は各月に当月分の請求となります。 <前納申出額の再請求は行いません。R2年中に新たに前納を希望する場合は、再度「一括納付申請書」の提出が必要です。>	R3.1月請求・・・請求は行いません。 R3.2月請求・・・当月分とR2.12月分、 R3.1月分の3か月分 以降は各月に当月分の請求となります。 <前納申出額の再請求は行いません。>

※小規模企業共済では、掛金を「半年払い」または「年払い」でお支払いいただくことが可能です。契約者から受け付けた『払込区分兼指定納付月変更届』(様式㊸204)を、払込の希望月(掛金納付指定月)の前月20日(土・日・祝祭日は前営業日)までに中小機構へ提出してください。「年払い」の場合は希望月(年1回)に12ヵ月分、「半年払い」の場合は希望月と希望月の6ヵ月後(年2回)にそれぞれ6ヵ月分の掛金を一括して請求します。以降、毎年同時期に請求します。

※経営セーフティ共済では、掛金の前納を希望する場合、都度(毎回)「掛金前納申出書(様式㊸214)」を提出してください。

Q 既に共済契約者となっている方で掛金の前納を希望される方の提出期限を教えてください。また、どのような手続きを行えばいいのでしょうか？

A 小規模企業共済の場合、前月の20日(土・日・祝祭日は前営業日)までに「掛金一括納付申請書」を提出された方が、翌月引き落としの対象となります。また、経営セーフティ共済の場合、当月の5日(土・日・祝祭日の場合は翌営業日)までに「掛金前納申出書」を提出された方が当月引き落としの対象となります。
前納期間が1年以内の掛金については、**小規模企業共済では、その全額を支払った年の分の掛金として**

所得控除できること、また経営セーフティ共済では、前納した月を含む年または事業年度に納付したものとして、**損金(法人)もしくは必要経費(個人事業主)に算入できること**から多くの方が12月に前納を希望されております。

上記に前納手続きの要領を記載いたしましたので、委託団体・代理店におかれましては問い合わせの対応にご活用ください。

加入申込時に

前納を受付けた場合の注意点

経営セーフティ共済の掛金の上限が掛金月額20万円に引き上げられてから9年が経過し、現在も加入時に掛金の前納を希望されるお客さまが多く見られます。

加入時の前納には、**ア**2か月後に前納金を口座から引き落とす方法と、**イ**申込月に中小機構が指定する口座に前納金をお振り込みいただく方法があります。

ここでは、それぞれの場合について、お客さまにご案内いただきたい注意点についてお知らせいたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《契約申込書の前納申込欄》「14 掛金月額」100,000円とした場合

ア 初回の預金口座振替時に前納を希望する場合（2か月後に前納金を預金口座振替により納付）

前納金は後日、預金口座振替により納めていただきますので、申込受付時に現金の受け取りはありません。預金口座振替については、以下の注意点をご案内ください。前納金を加入申込月または翌月に損金算入させたいお客さまの場合は**イ**をご案内ください。

⚠ 初回の口座振替は申込月の2か月後です。

初回の口座振替は、通常、加入申込月の2か月後に行われます。ただし、申込書の記入事項や添付書類に不備等があった場合、共済契約の締結が遅れ、初回の口座振替が2か月後に行われないことがありますので、ご注意ください。

⚠ 初回の口座振替額は記入額プラス2か月分です。

初回到口座振替される掛金は、申込月分、その翌月分、契約申込書に記入された前納分の合計となります。つまり、前納分プラス2か月分となり、上記の例では14か月分の140万円が初回の預金口座振替額となります。また、左記の理由により初回の口座振替が3か月後に行なわれた場合は、前納分プラス3か月分となります。

イ 振込みによる前納を希望する場合（申込月に中小機構指定の口座へ振り込む）

委託機関の皆さまには、お客さまに「前納金振込口座」^(※)をご案内いただいておりますが、同時に以下の注意点をご案内ください。

※「前納金振込口座」は、加入申込者が前納金を振り込むためだけに設けられた口座です。中小機構から委託機関ごと（金融機関は支店ごと）に「三井住友銀行 しらゆり支店」の中小機構名義の普通預金口座を割り当てておりますので、契約申込を受け付けた窓口に配布されている口座番号を正確にお伝えいただき、加入申込月の同月末までに振り込むよう、ご案内をお願いいたします。

⚠ 契約者名義でお振り込みをお願いいたします。

必ず契約申込書に記入した事業所（個人事業主の場合は事業主名）の名称または掛金預金口座振替申込書に記入した口座名義人名で振り込んでいただき、担当の税理士など第三者名義では振り込まないようご注意ください。なお、確認のため「株式会社」や「有限会社」なども必ず付けた名称での振り込みをお願いいたします。

⚠ 振込みの控えの保管をお願いいたします。

後日、委託機関の皆さまを通じて、中小機構より振り込みに関する照会をさせていただくことがありますので、振り込みの控えは必ず保管するようご案内をお願いいたします。また、ネットバンキングの場合も振込内容^(※)が確認できる控えのページを忘れず印刷しておくようご案内をお願いいたします。
(※) 振込日、振込金額、振込名義人、振込先の口座番号

⚠ 契約申込書に記載した金額どおりにお振り込みをお願いいたします。

振込手数料はお客さまの負担としております。振込手数料を差し引いた額を振り込まないようご案内をお願いいたします。

⚠ 「前納金振込口座」は加入申込時のみのご使用をお願いいたします。

加入申込時以外の目的でこの口座を使用することはできません。誤って振込をした場合は、返金の手続きをしていただくこととなります。

⚠ 加入申込月の当月中にお振り込みをお願いいたします。

振り込みによる前納を希望されている場合、契約申込書と入金金を月末で締め、相互確認を行っております。月をまたいで振り込まれた場合、確認に時間を要するため、共済契約の締結が遅れることがあります。また、前納期間が1か月減ることに伴い、前納減額金もその分少なくなります。

既に共済契約者となっている方が前納する場合は、「掛金前納申込書」(様式㊸214)を提出いただく必要があります。この場合、預金口座振替での納付となるため、振り込みは不要です。



経営セーフティ共済

確定申告時に必要な書類について

Q 掛金は税法上どのような取扱いになりますか？

A 納付した掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費^(※)、会社等の法人の場合は損金の額に算入することができます。また、前納掛金については、前納の期間が1年以内であるものは、支払った日の属する年または事業年度において、必要経費または損金の額に算入できます。

(※) 個人事業の場合、掛金は、事業所得以外の収入（不動産所得等）の必要経費として、算入が認められませんのでご注意ください。

Q 確定申告の際は、どのような書類が必要ですか？

A [個人の場合]

任意の用紙で下記の様式例「中小企業倒産防止共済掛金の必要経費算入に関する明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。

[様式例]

中小企業倒産防止共済掛金の必要経費算入に関する明細書

中小企業倒産防止共済掛金の必要経費算入に関する明細書	
租税特別措置法第28条第1項第2号の規定に基づき、必要経費に算入する中小企業倒産防止共済契約に係る掛金は次のとおりです。	
事業者名	
住 所	
基金に係る法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構
基金の名称	中小企業倒産防止共済事業
当年に支出した掛金の額	① 円
同上のうち必要経費に算入した額	② 円

[法人の場合]

「特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」と損金に算入する額（法人税関係特別措置の適用を受ける額）を記載する「適用額明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付することになっています。（これらの明細書は、税務署で受け取れます）

[様式]

① 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有資格法人の閉鎖年の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名 ()	別表十 合二・四・一
I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書				
医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金に係る経費の額	4
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2	円	同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5
耐用半の売却に係る経費の額	18	円	除額の特 別控除額 (20)	21
譲渡原価の額	17	円	特別控除額 (20 - 21)	22
II 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書				
基金に係る法人名	23			
基金の名称	24			
告示番号	25	第 号 第 号 第 号 第 号		
当期に支出した負担金等の額	26	円		
同上のうち損金の額に算入した金額	27	円		

様式第一		F B 4 0 1 1	
令和 年 月 日	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)
納税地	税務署法区	整理番号	
電話()		提出枚数	枚 うち 枚
法人名		事業種目	業種番号
法人番号		提出年月日	年 月 日
期末現在の資本金の額又は設置金の額		貸付金又は受取金額	
租税特別措置法の条項	区分番号	適用額	
第 条 第 項 第 号			
第 条 第 項 第 号			
第 条 第 項 第 号			
第 条 第 項 第 号			

出典：国税庁HP

【参考】

経営セーフティ共済のご契約者様には、毎年2月から3月にかけて「掛金納付状況のお知らせ」（掛金納付状況兼領収書）をお送りしています

医療保険被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

今般、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号。）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。この告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されます。

今後も本人確認等のために被保険者証の提示を求めることは可能ですが告知要求制限に抵触しないよう以下の点に留意する必要があります。

- 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。

～「全国加入促進強調月間運動」を実施します～

中小機構では、両共済制度の普及と加入促進を図るため、10月と11月の2か月間を「全国加入促進強調月間」としています。

【依頼事項】

●貴機関発行の定期刊行物への広告掲載

PR用広告データ等の電子媒体掲載場所：

〈小規模企業共済制度〉

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/partner/>

〈経営セーフティ共済〉

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/partner/>

中小機構HPトップページ→「共済制度」→中ほど「(各制度)委託機関の方」→「広告データ」ページ内にPR用広告データなどを掲載しております。

●貴機関ホームページに共済制度もしくは当機構のURL・バナーをリンク先として貼付していただきますようお願いいたします。

リンク先URL（共済）：

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

リンク先URL（機構）：

<https://www.smrj.go.jp/>

●貴機関ホームページに共済制度紹介文書の掲載及び内容確認をお願いいたします。

より拡充された共済制度の紹介及び制度改正内容が反映されているかの確認も併せてお願いいたします。

小規模企業共済は平成28年4月、中小企業倒産防止共済は平成23年10月に制度改正を行いました。貴機関ホームページ上で紹介文書を掲載していただきますようお願いいたします。また、掲載していただいている機関については制度改正内容が反映されているか確認をお願いいたします。

商工共済ニュース2020年夏号に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

P.4 地方銀行

誤：7位 中国 196件

8位 関西みらい 195件

正：7位 関西みらい 198件

8位 中国 196件

その他

誤：神奈川 一般社団法人 中川青色申告会

愛知 一般社団法人 富士青色申告会

神奈川 公益財団法人 市川青色申告会

正：愛知 一般社団法人 中川青色申告会

静岡 一般社団法人 富士青色申告会

千葉 公益財団法人 市川青色申告会

Withコロナ時代の中小企業大学校 新しい時代に対応する実践的な研修を提供

中小機構では、中小企業の経営者・管理者の皆様や中小企業支援機関の皆様に向け、全国9か所の「中小企業大学校」、各地の「地域本部」、校外・地域機関との連携研修「サテライト・ゼミ」、オンライン研修の「WEBe Campus」において、経営課題等の解決に資する実践的な研修を提供しております。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため三密対策などの感染症予防を徹底し、7月から中小企業大学校が実施する全ての研修を本格的に開始いたしました。皆様にはご不便をおかけしておりますが、何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本日は皆さまにおなじみの中小企業大学校の施設内で実施する研修とは少し違う、是非活用頂きたい3つの研修スタイルをご案内させていただきます。

○サテライト・ゼミ

サテライト・ゼミは、地域のニーズに合った研修をその地域の金融機関や中小企業支援機関等の皆様と中小企業大学校が連携して開催するものです。

研修については、連携先の皆様とご相談の上、中小企業大学校が開発した研修の中から最適なテーマを選定します。カリキュラム作成、講師の手配等は中小企業大学校が行い、連携先の皆様には受講生の募集や研修場所の提供等をお願いしております。

このサテライト・ゼミですが、令和元年度には金融機関や商工会議所、商工会の皆様と連携で開催し、全国で76回、延べ900人以上の方に受講頂きました。

ご支援先の事業者の方々に「もっと手軽に」、「もっと身近に」、研修を提供したいとお考えの方は是非各地の中小企業大学校にご相談下さい。

○オーダーメイド研修

オーダーメイド研修は、それぞれの組織の人材育成ニーズに応えるため、それぞれの組織の課題に合致したオリジナルの研修を企画してご依頼いただいた機関様向けの単独講座として開催するものです。

例えば、A県の支援機関様で実施した職員向けのオーダーメイド研修の場合は、中小機構の職員が課題をお伺いし、ご担当者様とお打ち合わせを重ね、組織が抱える問題に対応したカリキュラムを作成、登壇経験豊富な講師を選定して実施いたしました。その結果、受講者の方々からも高い評価を頂きました。

上記の例のように、内部職員研修やグループ内研修などにおいても中小企業大学校で開催している研修同様に、経験豊富な講師陣により開催することができます。



○オンライン研修サービス「WEBee Campus」(ウェビーキャンパス)

加えて中小機構では、オンラインでどこからでも受講できる研修サービス「WEBee Campus」を提供しております。

WEBee Campusは、受講定員5名のweb会議システムを活用したオンライン研修です。少人数制のゼミ形式であるため、講師や他の受講者とじっくり対話しながら学ぶことができます。大学校の特徴である演習を取り入れた実践的なカリキュラムとなっており、2019年度は97%以上の方に研修が役立ったとご評価頂いております。



またオンライン研修であるため、通学は不要。ご自宅や、職場からご受講頂けます。加えて、研修は1回あたり3時間^{*}。いままでとまった時間が取れず大学校での研修を諦めていた皆様にもご受講頂きやすくなっております。過去には、海外駐在員の方にご受講頂いた例もございます。 ※一部例外コース有

新型コロナウイルスの感染がいつ収束するか全く予測できない中、感染症への不安や人手不足等で集合研修には参加しづらいと感じられている方は是非一度ポータルサイトをご覧ください、オンライン研修のご活用をご検討ください。

○ 中小企業大学校web校 WEBeeCampus ポータルサイト ○

<https://webeecampus.smrj.go.jp/>

ウェビーキャンパス

検索



Withコロナの時代を生き抜くための人材育成や支援先企業様の課題解決に向けて中小企業大学校もこれまで以上にお手伝いできればと考えておりますので、引き続き中小企業大学校の各サービスを是非、ご活用ください。

サテライト・ゼミやオーダーメイド研修に関してのお問い合わせは最寄りの中小企業大学校まで是非、ご連絡ください。

○ 中小企業大学校 WEBサイト ○

<https://www.smrj.go.jp/institute/index.html>



○お問い合わせ

旭川校 TEL : 0166-65-1200

仙台校 TEL : 022-392-8811

三条校 TEL : 0256-38-0770

東京校 TEL : 042-565-1192

瀬戸校 TEL : 0561-48-3401

関西校 TEL : 0790-22-5931

広島校 TEL : 082-278-4955

直方校 TEL : 0949-28-1144

人吉校 TEL : 0966-23-6800

北陸本部 TEL : 076-223-5573

四国本部 TEL : 087-811-1752

w e b 校 TEL : 03-5470-1823

人材支援部 TEL : 03-5470-1560

共済相談室からのお知らせ

共済相談室はこれから繁忙期に突入し、10月から徐々に入呼数が増加傾向のため、お電話が繋がりにくくなります。お手続き書類のお取り寄せや簡単なお問い合わせについて、共済ホームページへの誘導をいただくと共に、チャットボット（小規模企業共済および経営セーフティ加入サポート）のご利用もお勧めいたしたく存じます。（パソコンだけでなく、スマートフォンからもご利用可能）共済相談室の入呼抑制にご理解・ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

～24時間・365日お問い合わせ可能です～

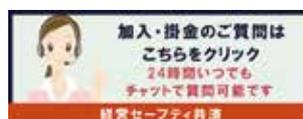
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



経営セーフティ共済

検索

中小機構ホームページで、例えばこんなことができます

- よくあるお問合せと回答を見ることができます。
- 住所変更など、各種手続きに必要な書類を取り寄せることができます。
- 確定申告に使用する小規模企業共済に係る掛金払込証明書の再発行を依頼できます。（住所変更がない場合のみ）
- 小規模企業共済・経営セーフティに関する事務取扱要領・Q&Aがダウンロードできます。

令和2年度 地域(ブロック)別加入実績 (令和2年7月末日現在)

	小規模企業共済			経営セーフティ共済		
	令和2年度 加入目標件数(A)	4～7月 加入累計件数(B)	目標達成率 B/A (%)	令和2年度 加入目標件数(C)	4～7月 加入累計件数(D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	4,510	1,042	23.1%	1,020	544	53.3%
東北	7,800	1,357	17.4%	1,730	882	51.0%
関東	37,500	11,176	29.8%	10,160	7,406	72.9%
北陸	2,660	573	21.5%	700	401	57.3%
中部	8,890	2,420	27.2%	2,370	1,584	66.8%
近畿	16,260	4,572	28.1%	4,560	3,294	72.2%
中国	6,040	1,647	27.3%	1,610	1,048	65.1%
四国	3,740	869	23.2%	900	644	71.6%
九州	12,600	4,486	35.6%	2,950	1,974	66.9%
合計	100,000	28,142	28.1%	26,000	17,777	68.4%

編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)

年4回発行

商工共済ニュース2020年度秋号の誤植について

商工共済ニュース 2020 年秋号に誤植がありました。謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

(修正箇所)

P2 6行目 誤: 当年(令和元年)
正: 当年(令和2年)

P6 上段 箱書きの小規模企業共済制度
掛金請求について
12月に払込みがなかった場合の掛金請求の6行目
誤: R2年中に
正: R3年中に